

北名古屋市社協居宅介護支援事業所もえの丘

居宅介護・介護予防支援重要事項説明書

令和8年10月1日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県 第2377400128号)

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北名古屋社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北名古屋市
- (3) 電話番号 0568-25-8500
- (4) 代表者氏名 会長 竹谷 久美子
- (5) 設立年月日 平成 18 年 3 月 20 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
(平成 20 年 4 月 1 日指定愛知県 第 2377400128 号)
指定介護予防支援事業
(令和 7 年 4 月 1 日指定北名古屋市 第 2377400128 号)
- (2) 提供サービス 指定居宅介護・介護予防支援サービス
- (3) 事業所の名称 北名古屋市社協居宅介護支援事業所もえの丘
- (4) 事業所の所在地 北名古屋市熊之庄大畔 48 番地
- (5) 電話番号 0568-26-2725
- (6) 管理者氏名 大平 幸子
- (7) 当事業所の運営方針

利用者の立場に立った在宅においての介護支援を行い、契約者自身がサービスの選択をしていただけるように介護に関するさまざまな情報を提供します。利用者やご家族の方の意思を尊重して、特定のサービスやサービス事業者に偏ることのないよう公平中立に支援を行います。

- (8) 開設年月日 平成 20 年 4 月 1 日

3 サービス実施地域及び営業日等

- (1) 通常の実施地域 北名古屋市、小牧市
- (2) 営業日等

営業日	月曜日から金曜日まで（休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※ただし、緊急時等必要な場合は 24 時間電話対応します。（年中無休） 電話番号 080-2623-6246

4 職員の職種・員数・職務の内容

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 介護支援専門員 3 名以上
介護支援専門員は、サービスの提供に当たります。
- (3) 事務職員 1 名
事務職員は、介護報酬請求事務及びその他必要な事務に当たります。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

ア 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健、医療、福祉のサービス（以下「居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅サービス計画等の原案を作成します。その後、サービス担当者会議を通じてサービスの調整等を図り、居宅サービス計画等を作成します。

イ 居宅サービス計画等作成後の支援

(ｱ) 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画等の実施状況を把握します。

(ｲ) 居宅サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されているか、契約者の状態の把握(モニタリング)を行い、サービス担当者会議を通じて連絡調整を図ります。

(ｳ) 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

ウ 居宅サービス計画等の変更

契約者が居宅サービス計画等の変更を希望した場合又はモニタリングの結果、事業者が居宅サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画等を変更します。

エ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の支援を行います。

(2) 利用料金

当サービスは、事業者が契約者に代わって基準額の 10 割を介護保険から給付を受ける法定代理受領を採っているため、契約者の自己負担はありません。

ア 基本料金

() は単位数 (月額)

要介護認定区分	基準額	法定代理受領分 (10 割)	利用者負担額
要支援 1 又は 2	4,918 円 (472)	4,918 円	無料
要介護 1 又は 2	11,316 円 (1,086)	11,316 円	無料
要介護 3 ～ 5	14,702 円 (1,411)	14,702 円	無料

イ 加算料金

〈要介護〉

()は単位数

加算内容	基準額	法定代理受領分 (10割)	利用者負担額
初回加算	3,126 円 (300)	3,126 円	無料
特定事業所加算Ⅱ	4,386 円 (421)	4,386 円	無料
入院時情報連携加算Ⅰ	2,605 円 (250)	2,605 円	無料
入院時情報連携加算Ⅱ	2,084 円 (200)	2,084 円	無料
退院・退所加算Ⅰ	4,689 円 (450)	4,689 円	無料
退院・退所加算Ⅱ	6,252 円 (600)	6,252 円	無料
緊急時カンファレンス加算	2,084 円 (200)	2,084 円	無料
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円 (400)	4,168 円	無料
通院時情報連携加算	521 円 (50)	521 円	無料

〈要支援〉

()は単位数

加算内容	基準額	法定代理受領分 (10割)	利用者負担額
初回加算	3,126 円 (300)	3,126 円	無料

※ 介護職員等処遇改善加算が加算されます。(1か月の利用総単位数に2.1%を乗じた単位数を加算)

※ 北名古屋市の地域区分は6級地であるため、単位数10.42円を乗じた金額が基準額となっています。

※ ア及びイの基準額は、介護保険法の規定に基づく厚生労働大臣が定めたサービス費用に要する算定基準の額です。今後、この額が改正された場合は、改正後の額に変更となります。

※ 契約者の介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は、基準額と同額料金をいただきます。事業者は、当該料金を受領した場合は、サービス提供証明書を交付しますので、契約者は後日、ご自分の市町村の介護保険担当窓口はその証明書を提出し、10割の払戻しを受けます。

ウ 通常のサービスの実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から契約者宅までの交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、1回当たり次の額をいただきます。

- (ア) 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 200 円
- (イ) 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 500 円

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

ア 契約者からの交替の申出

担当の介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

イ 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。その場合には、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 担当介護支援専門員への連絡事項

次のいずれかに該当する場合は、必ず担当の介護支援専門員へご連絡願います。

ア 利用している居宅サービス等を休止（その日のキャンセル等を含む。）、変更等をした場合

イ 利用している居宅サービス等を中止、変更等をしたい場合

ウ 都合等で急にショートステイ等のサービスが必要になる場合

エ 入院等で自宅に居なくなる場合、又は退院する日が決まった場合

オ 要介護認定区分が変更になった場合など、介護保険被保険者証の内容や居宅サービス等の内容に変更がある場合

カ その他、居宅サービス計画等の内容と異なる居宅サービス等を受けた場合、又は受けたい場合

(4) ケアマネジャーの業務範囲

ケアマネジャーの業務は居宅サービス計画等の作成・他事業者等との連絡調整が主となります。

ケアマネジャーがご利用者様・ご家族様の便宜のため、日常の雑務や見守り、日常的な電話による安否確認、買い物、外出支援等を代行することはできません。

ケアマネジャーが、ご利用者様の通院に付き添ったり、送迎することは、生命の維持にかかわるような緊急やむを得ない場合を除きできません。付き添い等が必要な場合は、訪問介護等の別サービスをご利用いただく必要があります。

(5) サービスにあたっての禁止事項

ア 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷等の迷惑行為

イ パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の行為

ウ サービス利用中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること

7 虐待防止

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。
- (4) 職員は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市町村に相談します。
- (5) 上記(1)～(4)までを適切に実施するための担当を施設長が行います。

8 身体拘束等の禁止

当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状況や理由等必要な事項を記録します。

9 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対する周知、研修、訓練を実施するとともに、定期的に計画の見直しを行います。

10 感染症対策等

感染症が発生、またはまん延しないように対策を検討する委員会の開催とその結果の職員への周知徹底、指針の整備、研修及び訓練の定期的実施を行います。

11 サービス割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

12 緊急時等における対応方法

サービスの提供を行っているときに、契約者に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに家族等の緊急連絡先に連絡を取り、主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、緊急の場合は、救急車対応を取ります。

13 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、次の専用窓口で受け付けます。

ア 苦情受付窓口 北名古屋市社協居宅介護支援事業所もえの丘

担当者 大平 幸子

北名古屋市熊之庄大畔 48 番地 電話番号 0568-26-2725

F A X 0568-26-2731

イ 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

北名古屋市役所 高齢福祉課 介護保険担当 又は地域包括ケア推進室	所在地 北名古屋市熊之庄御榊 60 番地 電話番号 0568-22-1111・F A X 0568-26-4477 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
--	---

小牧市役所 介護保険課 給付指導係	所在地 小牧市堀の内三丁目1番地 電話番号 0568-76-1153・FAX 0568-76-4595 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
愛知県国民健康 保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 052-971-4165・FAX 052-962-8870 受付時間 午前9時から午後5時まで

14 カスタマーハラスメントへの対応

当事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、職員の就業環境を害するおそれのある行為（カスタマーハラスメント）が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

また、カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、契約を解除させていただくことがあります。

具体的には次のような行為が該当します。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

令和 年 月 日

私、及び家族は、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容の説明を受けました。

事業者 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会 殿

契約者 住 所 北名古屋市

氏 名

契約者は身体の状態等により署名できないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所

氏 名

(契約者との続柄)

契約書・重要事項説明者